

第106回香川県新型コロナウイルス対策本部会議

第24回香川県経済・雇用対策本部会議

日 時：令和4年6月3日（金）15時30分～
場 所：県庁21階 特別会議室

議 題

1. 本県の現状について
2. 本県における今後の対応について
3. 新型コロナウイルス感染症・物価高騰等による県内経済等の状況について
4. その他

香川県の現状

【1/13～ 感染拡大防止対策期（レベル2）】

直近1週間の 累積新規感染者数		先週1週間の 累積新規感染者数	
6月2日現在	6月1日現在	6月2日現在	6月1日現在
1081人	1120人	1869人	2005人

6月 累積新規感染者数		5月 累積新規感染者数
6月2日現在	6月1日現在	
297人	141人	8788人

指 標		6月2日現在	6月1日現在
医療提供体制	①医療のひっ迫具合 (確保病床使用率)	14.7% <入院患者39人/病床266床>	15.8% <入院患者42人/病床266床>
	② // (重症確保病床使用率)	0.0% <重症者数0人/病床30床>	0.0% <重症者数0人/病床30床>
	③療養者数 (対人口10万人)	10万人当たり 147.5人 <1402人 [入院75人、宿泊療養等1327人]>	10万人当たり 160.3人 <1523人 [入院81人、宿泊療養等1442人]>
感染状況	④直近1週間の累積新規感染者数 (対人口10万人)	10万人当たり 113.8人 <直近1週間(5/27~6/2) 1081人>	10万人当たり 117.9人 <直近1週間(5/26~6/1) 1120人>

感染拡大防止対策期	緊急事態対策期
レベル2	レベル3
20%以上	50%以上
20%以上	50%以上
10万人当たり 20人以上	10万人当たり 40人以上
1週間10万人当たり 15人以上	1週間10万人当たり 30人以上

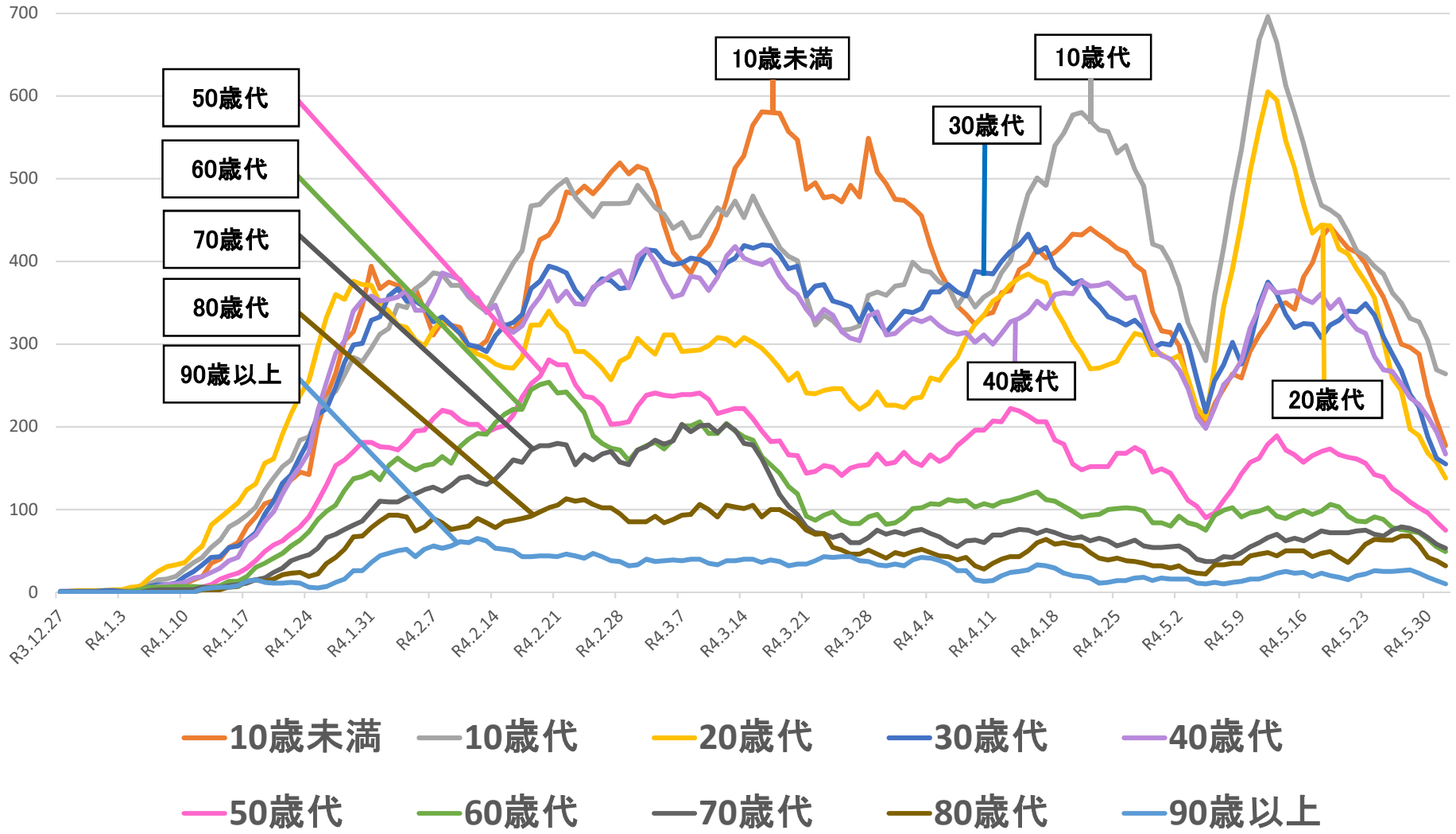
香川県の感染者の状況等 (R3.12.27~R4.6.1発生分) n=43,721人

○性別		
男	21899人	50%
女	21822人	50%
計	43721人	100%

○年代		
10歳未満	7382人	17%
10歳代	7997人	18%
20歳代	6078人	14%
30歳代	6482人	15%
40歳代	6303人	14%
50歳代	3370人	8%
60歳代	2457人	6%
70歳代	1869人	4%
80歳代	1198人	3%
90歳以上	585人	1%
計	43721人	100%

○居住地					
高松市	21729人	49.7%	東讃管内	3778人	(8.6%)
中讃管内	13223人	(30.2%)	さぬき市	1832人	4.2%
丸亀市	5848人	13.4%	東かがわ市	716人	1.6%
坂出市	2581人	5.9%	三木町	1132人	2.6%
善通寺市	1390人	3.2%	直島町	98人	0.2%
宇多津町	1021人	2.3%	西讃管内	4048人	(9.2%)
綾川町	801人	1.8%	観音寺市	1632人	3.7%
琴平町	293人	0.7%	三豊市	2416人	5.5%
多度津町	740人	1.7%	小豆管内	740人	(1.7%)
まんのう町	549人	1.3%	土庄町	321人	0.7%
			小豆島町	419人	1.0%
			県外	203人	0.5%
			国外	0人	0.0%
			計	43721人	100.0%

年代別：直近1週間の累積新規感染者数の推移 (R3.12.27~R4.6.1)



新型コロナウイルスワクチン接種状況について(6/2時点・推計)

6月2日時点での市町別の新型コロナワクチン接種状況は、次のとおりです。
(毎週金曜日に県ホームページにおいてデータを更新するとともに、資料提供します。)

1. 市町別接種状況

(令和4年6月2日時点)

市町名	全人口	1回目接種		2回目接種		3回目接種	
		接種回数	接種率	接種回数	接種率	接種回数	接種率
高松市	426,260	332,801	78.07%	330,642	77.57%	243,599	57.15%
丸亀市	112,622	89,040	79.06%	88,531	78.61%	63,558	56.43%
坂出市	52,142	41,919	80.39%	41,714	80.00%	32,023	61.41%
善通寺市	31,495	25,345	80.47%	25,151	79.86%	19,821	62.93%
観音寺市	59,248	47,993	81.00%	47,749	80.59%	36,863	62.22%
さぬき市	47,310	38,579	81.55%	38,343	81.05%	29,934	63.27%
東かがわ市	29,628	24,024	81.09%	23,886	80.62%	18,927	63.88%
三豊市	64,293	52,434	81.55%	52,154	81.12%	39,375	61.24%
土庄町	13,514	11,311	83.70%	11,253	83.27%	8,811	65.20%
小豆島町	14,219	11,751	82.64%	11,712	82.37%	9,542	67.11%
三木町	27,715	22,126	79.83%	21,973	79.28%	16,637	60.03%
直島町	3,015	2,590	85.90%	2,584	85.70%	2,263	75.06%
宇多津町	18,510	14,627	79.02%	14,463	78.14%	10,776	58.22%
綾川町	23,812	19,482	81.82%	19,319	81.13%	14,746	61.93%
琴平町	8,814	7,262	82.39%	7,214	81.85%	5,766	65.42%
多度津町	23,056	18,698	81.10%	18,576	80.57%	14,053	60.95%
まんのう町	18,243	15,208	83.36%	15,122	82.89%	12,015	65.86%
県全体	973,896	775,190	79.60%	770,386	79.10%	578,709	59.42%
全国	126,645,025	102,730,629	81.12%	101,941,048	80.49%	74,877,108	59.12%

※住民基本台帳人口(令和3年1月1日現在)

※各市町等が入力したワクチン接種記録システム(VRS)のデータに基づく(医療従事者等、香川県広域集団接種センター、職域接種における接種回数を含む)。

※1・2回目接種については、小児(5~11歳)の接種回数も含む。

2. 年代別接種状況

(令和4年6月2日時点)

年代	人口	1回目接種		2回目接種		3回目接種	
		接種回数	接種率	接種回数	接種率	接種回数	接種率
高齢者 (65歳以上)	302,859	282,722	93.35%	281,977	93.11%	266,857	88.11%
60～64歳	59,215	52,089	87.97%	51,974	87.77%	45,897	77.51%
50歳代	118,116	107,020	90.61%	106,760	90.39%	84,634	71.65%
40歳代	138,143	111,607	80.79%	111,163	80.47%	74,061	53.61%
30歳代	102,360	79,723	77.88%	79,240	77.41%	46,921	45.84%
20歳代	89,154	71,206	79.87%	70,690	79.29%	38,841	43.57%
12～19歳	71,312	52,249	73.27%	51,822	72.67%	19,297	27.06%
5～11歳	57,864	9,154	15.82%	8,036	13.89%	—	—
4歳以下	34,873	—	—	—	—	—	—
県全体	973,896	775,190	79.60%	770,386	79.10%	578,709	59.42%

※住民基本台帳人口(令和3年1月1日現在)

※各市町等が入力したワクチン接種記録システム(VRS)のデータに基づく(医療従事者等、香川県広域集団接種センター、職域接種における接種回数を含む)

※県全体の接種回数には、市町等でのVRSへのデータ入力の不備等によるものと思われる、年代が不明の接種回数が含まれるため、年代別の接種回数の合計と差が生じている。

知事から「感染拡大防止対策期」における県民の皆さまへのお願い
～ お一人おひとりが高い意識を持って、感染防止対策の徹底を！ ～

現下の全国的な感染状況については、新規感染者数が全体として減少傾向になっており、本県においても、前週の同じ曜日と比較して減少する日が続いており、特に今週に入ってからは200人を下回って推移し、減少傾向にあります。

また、感染者の内訳としては、30歳代までが全体の6割超と多く、ほとんどの方が無症状か軽症であり、医療のひっ迫具合を示す確保病床使用率は20%を下回って推移し、重症確保病床使用率も現在、ゼロで推移していることから、医療提供体制が十分に確保され、医療が必要な方に適切な対応ができていく状況にあるものと考えています。

県対処方針の移行基準については、「感染状況を引き続き注視するが、医療ひっ迫の状況に、より重点を置いたもの」としている国のレベル分類の考え方を踏まえており、本県の対策期を移行することも考えられますが、感染の下降局面において対策期を引き下げる場合には、慎重に判断する必要があると考え、現行の「感染拡大防止対策期」を2週間延長し、6月19日まで継続することといたします。

県民の皆さまには、お一人おひとりが油断せず、引き続き高い意識を持って、三つの密の回避、人と人との距離の確保、不織布マスクの着用、手洗いや手指消毒、共用部分の消毒の徹底、のどの違和感など普段と違う症状がある場合は、通勤、通学、外出等を控えること、感染対策が徹底された「かがわ安心飲食認証店」などを利用し、会食は同一グループの同一テーブル4人以内、2時間以内、会話時は不織布マスクを着用するなど、感染防止対策の徹底に努めていただきますようお願いいたします。

また、感染の不安を感じた場合は、県民の皆さまを対象とした無料検査を6月末まで実施していますので、積極的にご利用いただくようお願いいたします。

重症化リスクの高いご高齢の方や基礎疾患のある方には、いつも会う人と少人数で会うようお願いいたします。

また、こうした方と会われる方には、事前にワクチン接種（3回目接種）か、無料検査などによる陰性確認を行っていただくなど、感染リスクを減らす取組みの徹底をお願いいたします。

学校や部活動においても、クラスターを未然に防ぐために、児童生徒や保護者の皆さま、教育関係者の皆さまにも引き続き、感染防止対策の徹底について、ご理解とご協力をお願いいたします。

事業者の皆さまにも、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進などによる人と人との接触の低減、ドアノブ、手すりなど共用部分すべての消毒の徹底、発熱やのどの痛みなど普段と少しでも違う症状がある従業員の出勤抑制などについて、改めてご協力をお願いいたします。

また、ワクチン接種について、6月11日以降、7月3日までの土曜日、日曜日に、県庁21階に、広域集団接種センターを再度、開設し、3回目接種を実施します。

予約なしでも接種できますので、希望される方は早めの接種をお願いいたします。

4回目接種については、既に接種が開始されている市町もありますので、予約方法や接種が受けられる場所などの詳細は、お住まいの市町にお問い合わせいただき、希望される方は早めに予約、接種をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の患者さんやそのご家族、治療にあたっておられる医療従事者やそのご家族などに対する偏見や差別につながる行為は、決して許されるものではありません。

ワクチン接種についても、強制ではなく、ご本人が納得した上でご判断いただくもので、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをしてはいけません。

引き続き、人権に配慮した判断や行動を心がけていただきますようお願いいたします。

一日も早く日常生活や社会経済活動を回復できるよう、国、各市町とも連携し、感染拡大の抑止とともに、保健医療提供体制の確保を通じて、県民の皆さまの健康や暮らしを守るよう全力で取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

令和4年6月3日

香川県知事 浜田 恵造

**感染拡大防止対策期における
対策について
(1月13日～6月19日)**

令和4年6月3日

香 川 県

1 県民への協力要請①（法第24条第9項）

- 「新しい生活様式」の定着に向け、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」をはじめとした基本的な感染防止策を徹底するよう協力要請
- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止策を徹底するとともに、移動先での感染リスクの高い行動を控えるよう協力要請
- 外出する場合は、適切な感染防止策を徹底して行動するよう協力要請
【別添1】（省略）：気をつけていただきたいこと
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出を自粛するよう協力要請
- 発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えるよう協力要請
- 重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患のある方と会う際は、事前にワクチン接種（3回目接種）か、無料検査などによる陰性確認を行うよう協力要請

1 県民への協力要請②（法第24条第9項）

- 感染に不安を感じる無症状者に、ワクチン接種者を含めて検査を受けるよう協力要請
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を控え、「かがわ安心飲食認証店」など、感染対策が徹底された飲食店等を利用するよう協力要請
- 会食や飲み会をする際には、2時間以内とし、「マスク会食」や座席間隔の確保、換気などの三密回避を徹底するよう協力要請
- 同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう協力要請
※認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ制度登録店で、対象者全員検査を実施した会食は除く
- 業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用するよう協力要請
【別添2】（省略）：業種別ガイドライン
- 厚生労働省「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」を積極的にインストールするよう協力要請
【別添3】（省略）：新型コロナウイルス接触確認アプリ

2 事業者への協力要請等①（法第24条第9項等）

- 業種別ガイドライン等を遵守するよう協力要請
【別添2】（再掲）：業種別ガイドライン
- 県が策定した適切な感染防止策に基づき、感染防止策の徹底を図るよう協力要請
【別添4】（省略）：今後における適切な感染防止策
【別添5】（省略）：飲食事業者の皆様へ「店舗等での感染防止策の確実な実践」
- 感染防止策を徹底していることを示す様式を掲示するよう協力要請
【別添6】（省略）：掲示様式「新型コロナウイルスうつらない、うつさない」
- 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みを推進するよう協力要請
- 事業所に関係する方が感染した際には、保健所の調査に協力するよう協力要請
- 飲食店における感染拡大防止を図るため、「かがわ安心飲食店認証制度」の認証をとるよう協力依頼

2 事業者への協力要請等②（法第24条第9項等）

- 飲食店に対し、同一グループの同一テーブルでの5人以上の会食を避けるよう協力要請
※認証店のうち、ワクチン・検査パッケージ制度登録店で、対象者全員検査を実施した会食は除く
- クラスタ発生等の事態に備え、事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続計画（BCP）を再確認（未策定の場合は、早急に策定）するよう協力要請

3 イベント等の開催（法第24条第9項）

- イベント等の開催については、国の基本的対処方針やイベント等の開催に係る留意事項（各種通知）等を踏まえ、規模要件等に沿って開催するよう協力要請
また、「新しい生活様式」や業種別ガイドライン等に基づく必要な感染防止策を講じるよう協力要請
【別添7】（省略）：イベント等の開催に係る留意事項

4 県有施設等における対応

- 適切な感染防止策の徹底を図り、開園・開館
- 県主催の行事・イベントについても、適切な感染防止策の徹底を図った上で実施

5 県の対応

- 児童福祉施設等、高齢者施設等、医療機関、事業所などのクラスター防止対策を進める。
- 学校における感染防止対策を進める。
- ワクチン接種の円滑な実施に向けて、各市町、医療機関、関係団体等と緊密に連携して取り組む。
- 県職員について、時差出勤や在宅勤務の活用により接触機会の低減に取り組む。
- オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策を講じる。

※別紙 2、別紙 4 が変更になり、本文の内容に変更はありません。

令和 4 年 6 月 3 日

イベント等の開催に係る留意事項について
(イベントに関する協力要請 (法第 24 条第 9 項))

イベント等の開催に係る留意事項について、国の事務連絡を踏まえ、取扱いを改めるもの。

1 適用期間
令和 4 年 6 月 6 日 (月) から

2 イベント等の開催制限

	収容率 ※	人数上限 ※
大声なし	100%以内 (収容定員がない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔)	5,000人又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方
大声あり	50%以内 (収容定員がない場合は、十分な人と人との間隔(できるだけ2m、最低1m))	

※ 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする。

- 「大声あり」のイベントにいう「大声」とは、観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発することをいい、これを積極的に推奨するまたは必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」のイベントに該当するものとする。
- なお、「大声あり」のイベントについては、感染防止安全計画の対象外である。

3 チェックリストの作成・公表

イベント主催者等は、イベントを開催しようとする場合、イベント開催時に必要となる感染防止策への対応状況をチェック方式で確認する「チェックリスト」を作成のうえ、ホームページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管することとする。

ただし、上記2の人数上限を収容定員まで緩和し、イベント(大声なし)を開催する場合は、「感染防止安全計画」を策定する。その際、チェックリストの作成は不要とする。

また、これまで、1,000人超又は全国的・広域的な移動を伴うイベントを対象に実施していた事前相談は廃止する。

4 感染防止安全計画の策定・提出

(1) 対象

大声なしの5,000人超かつ収容率50%超のイベント

- 参加者を事前に把握できない場合は、イベント主催者等が想定する参加予定人数が5,000人超の時、収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔で開催したい時、原則、安全計画策定の対象とする。

(2) 内容

「感染防止安全計画」を策定し、4週間前までに県に提出して確認を受けた場合、人数上限は収容定員までとする。イベント終了後、1か月以内を目途に、イベント結果報告フォームを提出する。

(3) 提出窓口

香川県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

メールアドレス：kenkosomu@pref.kagawa.lg.jp

電話番号：087-832-3335

住所：香川県高松市番町4丁目1番10号 健康福祉部健康福祉総務課

5 留意事項

別添7	： イベント等の開催に係る留意事項	省略
別紙1	： チェックリスト	省略
別紙2	： 感染防止安全計画	
別紙3	： イベント結果報告フォーム	省略
別紙4	： イベント開催等における必要な感染防止策	

(参考) 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 通知

「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和4年5月23日付け事務連絡)

「イベント開催等における感染防止安全計画等について(改定その5)」(令和4年5月23日付け事務連絡)

※ 提出時には、イベントのチラシや計画書等（既存資料）、参考とした業種別ガイドライン等も添付してください。

別紙 2

感染防止安全計画

1. 開催概要

※「感染防止策チェックリスト」の開催概要の添付でも可

イベント名	(開催案内等のURLがあれば記載)	
出演者・チーム等	(多数のため収まらない場合 → 別途、一覧をご提出ください。)	
開催日時	令和 年 月 日 (時 分 ~ 時 分) ※複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧をご提出ください。	
開催会場	(会場のURL等があれば記載)	
会場所在地		
主催者		
所在地		
連絡先	(電話番号、メールアドレス)	
収容率(上限)	<input type="checkbox"/> 収容定員あり 100%	<input type="checkbox"/> 収容定員なし 人と人が触れ合わない程度の間隔
	いずれかを選択 (いずれも大声がないことを担保)	
収容定員	〇〇,〇〇〇人	—
参加人数	〇〇,〇〇〇人	
対象者全員検査の実施	<input type="checkbox"/> 緊急事態措置区域：人数上限 10,000 人を収容定員まで緩和	
その他特記事項		

(※) 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当するものとする。

3～4は、該当する場合のみ記載してください。

3. 対象者全員検査に関する実施計画

※緊急事態措置の発令時に、人数上限を超えて、収容率100%での開催をしようとする場合に記載

※「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和4年1月7日変更）における「対象者に対する全員検査」の取扱いについて」（令和4年1月7日付け事務連絡）等を確認の上、下記の項目について、実施の有無をチェックしてください。

実施を予定している検査の内容について具体的に記載してください。

（記載欄）

「検査結果」の確認方法について具体的に記載してください。

（記載欄）

抗原定性検査を実施する場合には、「ワクチン・検査パッケージにおける抗原定性検査の実施要綱」（令和3年11月19日付け事務連絡）に従い、適切に実施している。

その他の事項についても、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」に従い、適切に実施している。

4. 専門家との調整状況

※専門家の事前確認を受けた場合に記載

助言を受けた専門家：（所属）
（氏名）

主な助言内容：

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長
令和4年5月23日付 事務連絡（抜粋）

項目	基本的な感染対策
<p>①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底</p>	<p>□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、大声を出さないこと（「大声あり」のイベントの場合は除く。）や適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用を周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる</p> <p>* 大声を「観客等が、㊦通常よりも大きな声量で、㊧反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。</p> <p>* 大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。</p> <p>* 飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。</p> <p>* マスクの着用については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。</p>
<p>②手洗、手指・施設消毒の徹底</p>	<p>□こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施）</p> <p>□主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施</p>
<p>③換気の徹底</p>	<p>□法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分間以上）の徹底</p> <p>* 室温が下がらない範囲での常時窓開けも可。</p> <p>* 屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。</p> <p>* 必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。</p>

項 目	基本的な感染対策
④来場者間の密集回避	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施 <input type="checkbox"/>休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築 <ul style="list-style-type: none"> * 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人が触れ合わない程度の間隔を確保する。 <input type="checkbox"/>大声を伴わない場合には、人と人が触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保 <ul style="list-style-type: none"> * 「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2 m、最低1 m）空けること。
⑤飲食の制限	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底 <input type="checkbox"/>食事中以外のマスク着用の推奨 <input type="checkbox"/>長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛 <ul style="list-style-type: none"> * 発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。 <input type="checkbox"/>自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）

項 目	基本的な感染対策
⑥出演者等の感染対策	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者（演者・選手等）の健康管理を徹底する <ul style="list-style-type: none"> *体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。 <input type="checkbox"/>練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。 <ul style="list-style-type: none"> *練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検査等の対策が必要。 <input type="checkbox"/>出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）
⑦参加者の把握・管理等	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握 <ul style="list-style-type: none"> *接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用。 *原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。 <input type="checkbox"/>入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 <ul style="list-style-type: none"> *チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。 <input type="checkbox"/>時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

本日、基本的対処方針が一部変更され、身体的距離が確保できないが、会話をほとんど行わない場合のマスク着用の考え方が明確化されたこと等を踏まえ、3月17日事務連絡を一部改定しましたので、改定版の事務連絡を通知します。

参考通知

事務連絡
令和4年5月23日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長

基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、
施設の使用制限等に係る留意事項等について

令和4年5月23日、新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が一部変更され、身体的距離が確保できないが、会話をほとんど行わない場合のマスク着用の考え方が明確化されたところ。都道府県対策本部において法に基づく適正な運用がなされるよう、下記のとおり、イベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等を示す。感染状況に応じたイベント開催制限等の概要は別紙1、イベント開催等における必要な感染防止策は別紙2、感染防止安全計画策定等に係る事務手続きフローは別紙3、オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策については別紙4のとおり。

なお、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、通知内容を見直す場合があることにも留意されたい。

記

1. イベントの開催制限

(1) 特定都道府県

ア. イベントの開催制限の目安等

(ア) 基本的対処方針三(5)1)等に基づき、イベント開催の目安を以下のとおりとする。特定都道府県は、以下を目安とする規模要件等を設定し、それに基づいたイベント(開催される施設等の種類を問わない。以下同様とする。)の開催をイベント主催者等に対して、法第24条第9項に基づき要請すること。

2頁以降 略

事務連絡
令和4年5月23日

各都道府県知事 殿
各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長

イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その5）

令和4年5月23日、新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）が一部変更され、身体的距離が確保できないが、会話をほとんど行わない場合のマスク着用の考え方が明確化された。

各都道府県並びに各府省庁においては、基本的対処方針及び本事務連絡等を踏まえ、対応をお願いしたい。

なお、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、イベント開催時に必要な感染防止策の項目等について変更があり得ることに留意されたい。

1. 安全計画について

（1）概要（別紙1を参照）

参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベント（※1、2、3）を対象に、イベント開催時に必要な感染防止策の各項目を着実に実施するため、イベントごとにイベント主催者等が具体的な感染防止策を検討・記載し、各都道府県がその内容の確認及び必要な助言等を行うことにより、感染防止策の実効性を担保するもの。

安全計画を策定しないイベントについては、引き続き、イベント開催時に必要となる感染防止策への対応状況をチェック形式で確認するチェックリストをイベント主催者等がHP等で公表し、イベント終了日から1年間保管することとする。

- （※1）緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域である都道府県においては5,000人超のイベント。
- （※2）参加者を事前に把握できない場合は、イベント主催者等が想定する参加予定人数が5,000人超の時、収容定員が設定されていない場合は、人と人が触れ合わない程度の間隔で開催したい時、原則、安全計画策定の対象とする。
- （※3）「イベント」については、都道府県知事の判断により、緊急事態措置区域やまん延防止

【現在の感染状況】

- ◆ 「療養者数」、「直近1週間の累積新規感染者数」の数値は、現行の県の「緊急事態対策期」の基準を大幅に超過しているが、「確保病床使用率」、「重症確保病床使用率」は、「感染警戒対策期」の基準（20%未満）で推移している。

【課題】

- 本県の現行の基準では、確保病床使用率が低い数値で推移し、安定的に一般医療が確保される状況であっても、「療養者数」や「直近1週間の累積新規感染者数」の数値が高い場合、「感染警戒対策期」に該当しない。
- 各自治体のレベル判断のための指標の状況 [資料2-4-1](#) を見ると、新規陽性者数を移行基準に含めない自治体もあり、新規陽性者数が本県と同程度の状況であっても、国のレベル1相当と判断している自治体もある。

【オミクロン株の特徴】

- ◆ 感染・伝播性は高いが、軽症者や無症状者が多く、大型連休後、新規感染者数が増加傾向となって以降も、確保病床使用率は大きく増加せず、安定的に推移している。
- ◆ 療養者数が増加しても、自宅療養が主流となっており、確保病床使用率への影響が小さくなってきている。

【今後の対応の方向性】

- オミクロン株の特徴を踏まえ、医療提供体制への影響度に応じて適切に対策期を移行できるよう、2週間後を目途に、「確保病床使用率」や「重症確保病床使用率」をより重視した移行基準に見直し
 - 「療養者数」、「直近1週間の累積新規感染者数」は参考指標とし、「確保病床使用率」、「重症確保病床使用率」は引き続き、移行基準の指標とする。
 - 県対処方針の取扱いについて、各自治体の状況や、国のこれまでの各種会議における議論等も踏まえて検討し、必要に応じて変更する。

R4.5末時点

移行基準における指標の状況	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
「新規陽性者数」、「療養者数」とともに含む	2	<u>9</u>	<u>6</u>	1
「新規陽性者数」を含む、「療養者数」を含まない	<u>9</u>	22	12	3
「新規陽性者数」を含まない、「療養者数」を含む	0	0	2	1
「新規陽性者数」、「療養者数」とともに含まない	3	9	19	8
移行基準における指標なし(非公表を含む)	33	7	8	<u>34</u>

※ 下線は本県含む。

(参考) 都道府県における会食時の制限

R4.5末時点

制限内容	認証店	非認証店
会食人数、会食時間の制限あり	<u>11</u>	<u>14</u>
「同一グループ・同一テーブル4人以内」、「2時間以内」とともに制限あり	<u>(3)</u>	<u>(5)</u>
「同一グループ・同一テーブル4人以内」のみ制限あり	(5)	(6)
その他の制限あり	(3)	(3)
会食人数、会食時間の制限なし	36	33

※ 括弧内は内数。下線は本県含む。

都道府県のレベル判断のための指標 (6月1日時点)												
各指標が判断した現在のレベル	医療提供体制等の負荷						感染の状況					
	高齢者の入院率	重症高齢者の入院率	入院率	重症者数の増加	新規陽性者数・検査件数比 (前年1週間)	新規陽性者数 (前年1週間) (10万人あたり)	新規陽性者数		重症者数の割合			
							(先週比)	(先年比)				
北海道	2	18%	4%	2%	1.17 ↑	0.90 ↓	24.7%	179	0.64 ↓	0.52 ↓	47%	
青森	2	22%	0%	6%	1.18 ↑	0.29 ↓	33.1%	121	0.69 ↓	0.64 ↓	43%	
岩手	2	23%	0%	3%	1.01 ↑	-	11.3%	105	0.82 ↓	0.70 ↓	31%	
宮城	2	15%	0%	3%	1.01 ↑	0.13 ↓	17.1%	101	0.74 ↓	0.71 ↓	68%	
秋田	2	16%	0%	5%	1.10 ↑	-	16.6%	76	0.74 ↓	0.54 ↓	38%	
山形	2	10%	0%	3%	0.61 ↓	0.00 ↓	19.0%	75	0.67 ↓	0.50 ↓	57%	
福島	2	21%	0%	8%	1.30 ↑	-	9.3%	74	0.54 ↓	0.41 ↓	54%	
茨城	2	10%	0%	3%	1.36 ↑	0.33 ↓	19.3%	80	0.66 ↓	0.60 ↓	39%	
栃木	2	8%	2%	3%	1.19 ↑	0.58 ↓	19.9%	63	0.54 ↓	0.47 ↓	65%	
群馬	1	16%	0%	4%	1.14 ↑	1.80 ↑	17.3%	76	0.65 ↓	0.59 ↓	51%	
埼玉	2	16%	0%	4%	1.11 ↑	1.50 ↑	13.4%	87	0.78 ↓	0.64 ↓	64%	
千葉	2	10%	1%	3%	1.23 ↑	0.41 ↓	21.2%	75	0.72 ↓	0.67 ↓	95%	
東京	2	13%	12%	3%	1.14 ↑	0.95 ↓	13.1%	120	0.71 ↓	0.65 ↓	62%	
神奈川	2	13%	6%	3%	1.09 ↑	1.16 ↑	7.9%	96	0.72 ↓	0.67 ↓	90%	
新潟	2	9%	1%	3%	1.16 ↑	3.50 ↑	17.6%	92	0.84 ↓	0.72 ↓	28%	
富山	2	6%	3%	2%	0.96 ↓	1.00 →	33.0%	78	0.61 ↓	0.48 ↓	54%	
石川	2	17%	3%	2%	1.14 ↑	0.78 ↓	8.6%	182	0.65 ↓	0.61 ↓	75%	
福井	1	11%	0%	4%	1.09 ↑	-	26.4%	170	0.68 ↓	0.54 ↓	6%	
山梨	1	13%	0%	5%	0.78 ↓	-	9.1%	110	1.04 ↑	1.01 ↑	47%	
長野	1	20%	0%	6%	1.76 ↑	-	15.3%	89	0.64 ↓	0.61 ↓	40%	
岐阜	2	31%	0%	7%	1.22 ↑	0.00 ↓	23.5%	159	0.82 ↓	0.79 ↓	53%	
静岡	2	15%	2%	2%	1.19 ↑	-	25.8%	110	0.67 ↓	0.58 ↓	40%	
愛知	2	17%	4%	3%	1.11 ↑	1.13 ↑	32.2%	137	0.72 ↓	0.67 ↓	-	
三重	2	16%	2%	3%	1.10 ↑	-	27.1%	109	0.74 ↓	0.68 ↓	45%	
滋賀	2	14%	0%	3%	1.16 ↑	-	26.0%	133	0.77 ↓	0.74 ↓	-	
京都	2	16%	6%	3%	1.28 ↑	1.88 ↑	34.3%	146	0.66 ↓	0.63 ↓	85%	
大阪	1	16%	14%	3%	1.13 ↑	0.96 ↓	12.2%	151	0.71 ↓	0.64 ↓	68%	
兵庫	2	17%	2%	3%	1.12 ↑	0.83 ↓	34.9%	124	0.70 ↓	0.64 ↓	72%	
奈良	1	8%	0%	2%	1.00 →	0.00 ↓	21.2%	96	0.69 ↓	0.60 ↓	68%	
和歌山	2	15%	0%	12%	1.01 ↑	-	37.7%	85	0.53 ↓	0.45 ↓	25%	
鳥取	2	14%	0%	7%	0.97 ↓	-	7.1%	88	0.70 ↓	0.62 ↓	26%	
島根	2	14%	0%	8%	1.31 ↑	-	9.2%	62	0.62 ↓	0.48 ↓	36%	
岡山	2	17%	1%	3%	1.19 ↑	2.33 ↑	33.9%	154	0.69 ↓	0.61 ↓	39%	
広島	2	25%	0%	2%	1.06 ↑	0.00 ↓	19.7%	175	0.65 ↓	0.58 ↓	32%	
山口	2	19%	2%	5%	0.95 ↓	0.78 ↓	17.2%	128	0.83 ↓	0.78 ↓	36%	
徳島	1	10%	0%	4%	1.00 →	0.00 ↓	20.1%	80	0.59 ↓	0.63 ↓	11%	
香川	2	14%	0%	6%	1.68 ↑	0.43 ↓	21.1%	130	0.58 ↓	0.52 ↓	44%	
愛媛	2	16%	5%	4%	1.08 ↑	0.67 ↓	17.0%	93	0.85 ↓	0.83 ↓	36%	
高知	2	18%	0%	3%	1.12 ↑	0.20 ↓	22.8%	126	0.60 ↓	0.47 ↓	37%	
福岡	2	18%	2%	3%	1.11 ↑	0.88 ↓	22.3%	175	0.69 ↓	0.65 ↓	-	
佐賀	2	9%	0%	3%	0.85 ↓	-	18.6%	132	0.63 ↓	0.57 ↓	31%	
長崎	2	15%	3%	3%	1.04 ↑	3.50 ↑	18.7%	166	0.79 ↓	0.77 ↓	10%	
熊本	2	32%	6%	6%	1.50 ↑	0.75 ↓	29.0%	176	0.75 ↓	0.74 ↓	31%	
大分	2	17%	0%	4%	1.00 →	0.14 ↓	15.5%	159	0.72 ↓	0.70 ↓	28%	
宮崎	2	23%	0%	3%	1.33 ↑	0.29 ↓	36.6%	199	0.70 ↓	0.61 ↓	41%	
鹿児島	2	31%	0%	5%	1.16 ↑	0.00 ↓	33.4%	201	0.76 ↓	0.70 ↓	50%	
沖縄	2	45%	20%	2%	1.19 ↑	0.82 ↓	17.1%	629	0.70 ↓	0.62 ↓	50%	

※入院率の指標は、療養者数が人口10万人あたり10人以上の場合に適用。10人未満の場合は、参考値を括弧内に記載。
 ※各指標の先週比は、直近7日間の平均値と前7日間の平均値との比。新規陽性者数の先週比は、直近7日間の平均値と前々7日間の平均値との比。
 ※検査件数は、退院時検査等も含む検査の総数であり、「PCR検査実施件数(地衛研・保健所・民間検査会社及び大学・医療機関の都道府県別集計)」に「抗原検査実施(検体採取)人数(地衛研・保健所及び大学・医療機関の都道府県別集計)」を追加。
 ※「陽性者数・検査件数比」は、分子の「各都道府県の発表日ベースの新規陽性者数(疑似症患者を含む)」に対し、「検査件数(退院時検査等を含む)」を分母として機械的に算出した値であり、いわゆる「陽性率」とは異なる点に留意。
 ※各指標の矢印は、数値が1を超える場合は上向き。1未満の場合は下向き。
 ※当資料に掲載の無い指標については、レベルに応じて掲載予定。

新型コロナウイルス感染症に対する香川県対処方針

令和2年 5月15日 令和3年 4月19日改正
 令和2年 8月21日改正 令和3年 5月8日改正
 令和2年 12月8日改正 令和3年 7月9日改正
 令和3年 1月8日改正 令和3年 11月24日改正
 令和3年 3月31日改正 令和3年 12月10日改正
 令和3年 4月3日改正 令和4年 1月12日改正

参考資料 2

		(1) 感染予防対策期	(2) 感染警戒対策期	(3) 感染拡大防止対策期	(4) 緊急事態対策期	(5) 非常事態対策期
国の新たなレベル分類		レベル0 感染者ゼロレベル	レベル1 維持すべきレベル	レベル2 警戒を強化すべきレベル	レベル3 対策を強化すべきレベル	レベル4 避けたいレベル
県内の感染状況		新規感染者数ゼロを維持できている状況	安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況	新規感染者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで、医療が必要な人への適切な対応ができていない状況	一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断される状況	一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができていない状況
移行基準	医療提供体制	①確保病床使用率	—	20%以上	50%以上	状況を見て総合的に判断
		②重症確保病床使用率	—	20%以上	50%以上	
		③療養者数 ※ (人口10万人当たり) ※入院者、自宅・宿泊療養者等を合わせた数	—	190人程度以上 (20人以上)	380人程度以上 (40人以上)	
	感染状況	④直近1週間の累積新規感染者数 (人口10万人当たり)	—	143人程度以上 (15人以上)	285人程度以上 (30人以上)	
○感染の拡大傾向における各対策期の移行にあたっては、医療提供体制、感染状況の①～④の指標等を踏まえ、「予測ツール」を参考にし、総合的に判断。また、移行基準より早めの移行も検討 ○感染の下降局面における各対策期の移行にあたっては、医療提供体制、感染状況が2週間ほど継続して安定的に下降傾向にある場合、①～④の指標等を踏まえ総合的に判断						
対応方針	共通事項	「三つの密」の回避や「人と人の距離の確保」、「マスクの着用」など基本的な感染防止策の徹底、接触確認アプリ（COCOA）のインストール・積極的活用				
	県民への要請等	【法に基づかない協力依頼又は法24⑨による要請】 ①帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動は「三つの密」の回避等、基本的な感染防止策を徹底 ②緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は、極力控える（ワクチン・検査パッケージ制度（VTP）の適用者または対象者全員検査の受検者を除く） ③外出する場合は、適切な感染防止策を徹底して行動 ④発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控える ⑤業種別ガイドライン等を遵守している施設等を利用	【法24⑨による要請】 ・(1)(2)の対策の徹底	【法24⑨による要請】 ・(1)(2)の対策の徹底 「まん延防止等重点措置区域」となった場合 【法24⑨又は法31の6②による要請】 ・(1)(2)③④⑤の対策の徹底に加え、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛の要請を検討 ・不要不急の都道府県間の移動、特に緊急事態措置区域との往来は極力控えるよう要請することを検討（VTPの適用者または対象者全員検査の受検者を除く） ・時短要請した時間以降、飲食店にみだりに出入りしないよう要請することを検討	「まん延防止等重点措置区域」となった場合 ・(3)「まん延防止等重点措置区域」となった場合の対策と同様 「緊急事態措置区域」となった場合 【法24⑨又は法45①による要請】 ・(1)(2)③④⑤対策の徹底に加え、混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出・移動の自粛の要請を検討 ・不要不急の帰省や旅行等都道府県間の移動は極力控えるよう要請することを検討（VTPの適用者または対象者全員検査の受検者を除く） ・路上・公園における集団での飲酒等、感染リスクが高い行動の自粛の要請を検討 ・感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請・時短要請に依拠していない飲食店等の利用を厳に控えるよう要請することを検討	
	事業者への要請等	【法に基づかない協力依頼又は法24⑨による要請】 ・業種別ガイドラインの遵守 ・飲食店における「かがわ安心飲食店認証制度」の認証を取得 ・在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組みの推進を働きかけ	【法24⑨による要請】 ・(1)(2)の対策の徹底 ・感染拡大の傾向が見られる場合、飲食店に対する時短要請を検討	【法24⑨による要請】 ・(1)(2)の対策の徹底 「まん延防止等重点措置区域」となった場合 【法24⑨又は法31の6①等による要請】 ・(1)(2)の対策の強力な推進に加え、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により出勤者数削減の取組みの推進の働きかけを検討 ・「まん延防止等重点措置」として、飲食店に対する時短要請を検討	「まん延防止等重点措置区域」となった場合 ・(3)「まん延防止等重点措置区域」となった場合の対策と同様 「緊急事態措置区域」となった場合 【法24⑨又は法45②等による要請】 ・(1)(2)の対策の強力な推進に加え、出勤者数の削減目標を定め、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等の取組みの推進の働きかけを検討 ・「緊急事態措置」として、飲食店に対する時短要請等を検討	
	イベント等の開催	【法に基づかない協力依頼又は法24⑨による要請】 ・国の基本的対処方針やイベント開催に係る留意事項等を踏まえて設定する、規模要件等に沿って開催 ・業種別ガイドライン等に基づく必要な感染防止策の実践	【法24⑨による要請】 ・(1)(2)の対策の徹底	【法24⑨による要請】 ・(1)(2)の対策の徹底 「まん延防止等重点措置区域」となった場合 【法24⑨又は法31の6①による要請】 ・(1)(2)の対策の徹底に加え、「まん延防止等重点措置」として、国の方針等を踏まえて設定する規模要件等に沿った開催の要請を検討	「まん延防止等重点措置区域」となった場合 ・(3)「まん延防止等重点措置区域」となった場合の対策と同様 「緊急事態措置区域」となった場合 【法24⑨又は法45②による要請】 ・(1)(2)の対策の徹底に加え、「緊急事態措置」として、国の方針等を踏まえて設定する規模要件等に沿った開催の要請を検討	
	県有施設等における対応	・適切な感染防止策を講じた上で開館	【法24⑨による要請】 ・(1)(2)の対策の徹底	【法24⑨による要請】 ・(1)(2)の対策の徹底 「まん延防止等重点措置区域」となった場合 ・(1)(2)の対策の徹底に加え、「まん延防止等重点措置」として時短や休館等を検討	「まん延防止等重点措置区域」となった場合 ・(3)「まん延防止等重点措置区域」となった場合の対策と同様 「緊急事態措置区域」となった場合 ・(1)(2)の対策の徹底に加え、「緊急事態措置」として時短や休館等を検討	
○各対策期における措置の実施の要否にあたっては、医療提供体制、感染状況等を総合的に判断。また、対策期ごとに上記以外の対策を講じることも想定 ○他の都道府県において国の緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置が発出された場合は、基本的対処方針や対象区域における対策等を踏まえ、本県の対応を検討						

香川県広域集団接種センターの追加設置について

新型コロナワクチン3回目接種の更なる促進を図るため、6月以降、県広域集団接種センターを再度、設置。

- 接種日時：令和4年6月11日(土)、12日(日)、18日(土)、19日(日)、25日(土)、26日(日)、
7月2日(土)、3日(日) (計8日間、各日9時～12時及び13時～16時)
- 場所：香川県庁本館21階(高松市番町)
- 接種規模：360回／日 (計2,880回)
- 対象者：接種券をお持ちの2回目接種から5か月以上経過した18歳以上の方 ※3回目接種の方
- 使用ワクチン：武田／モデルナ社ワクチン
- 予約方法：すべての日で予約なしでの接種が可能(専用WEBサイトからの予約も本日から可能)

コロナワクチン4回目接種について

新型コロナウイルスに感染した場合の重症化予防を目的として、令和4年5月25日以降、各市町において、順次、実施。

【対象者】

- ・60歳以上の方
- ・18歳から59歳までの方のうち、基礎疾患があるなど、重症化リスクが高いと医師が認めた方

○各市町の実施予定

開始時期	市町名
5月に開始済み	高松市、小豆島町、三木町、多度津町
6月上旬	丸亀市、坂出市、善通寺市、さぬき市、東かがわ市、宇多津町
6月中旬	土庄町、綾川町、琴平町、まんのう町
6月下旬	観音寺市、三豊市
7月以降	直島町

- アドバイザリーボードで示された専門家の考え方（5/19）も踏まえ、以下のように対応する。
 - **基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけは変更しない**
 - **身体的距離が確保できないが、会話をほとんど行わない場合のマスク着用の考え方を明確化**
 - **就学前の児童（2歳以上）のマスク着用について、オミクロン株対策以前の取扱いに戻す**
- 引き続き、マスク着用を含めた基本的な感染対策（手指衛生や換気など）を徹底していただくとともに、こうしたマスク着用に関する考え方は、**リーフレット等を作成し、丁寧に周知・広報**を行う。

1. マスク着用の考え方

	身体的距離(※)が確保できる ※ 2 m以上を目安		身体的距離が確保できない	
	屋内(注)	屋外	屋内(注)	屋外
会話を行う	着用を推奨する (十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可)	着用の必要はない 事例①	着用を推奨する	着用を推奨する
会話をほとんど行わない	着用の必要はない	着用の必要はない	着用を推奨する 事例③	着用の必要はない 事例②

(注) 外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など

※夏場については、熱中症防止の観点から、屋外の「着用の必要はない」場面で、マスクを外すことを推奨。

※お年寄りと会う時や病院に行く時などハイリスク者と接する場合にはマスクを着用する。

事例①

- ・ランニングなど離れて行う運動
- ・鬼ごっこなど密にならない外遊び

事例②

- ・徒歩での通勤など、屋外で人とすれ違うような場合

事例③

- ・通勤電車の中

2. 小学校就学前の児童のマスク着用について

- **2歳未満（乳幼児）**は、引き続き、**マスク着用は奨めない**。
- **2歳以上**は、以下のとおり、オミクロン株対策以前の新型コロナウイルス対策の取扱いに戻す。

「保育所等では、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、**マスク着用を一律には求めない**。なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、可能な範囲で、マスクの着用を求めることは考えられる」

(注) 2歳以上については、本年2月の基本的対処方針の改訂時に、オミクロン株の特徴を踏まえた対応とし「保育所等では、発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を奨める」としていた。



屋外・屋内でのマスク着用について

- マスク着用は従来同様、基本的な感染防止対策として重要です。
一人ひとりの行動が、大切な人と私たちの日常を守ることに繋がります。
- 屋外では、人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合や、距離が確保できなくても、会話をほとんど行わない場合は、**マスクを着用する必要はありません。**
- 屋内では、人との距離（2m以上を目安）が確保できて、かつ会話をほとんど行わない場合は、**マスクを着用する必要はありません。**



【屋外】

距離が確保できる

距離が確保できない

会話をする

マスク必要なし



マスク着用推奨



会話をほとんど行わない

マスク必要なし



マスク必要なし



公園での散歩やランニング、サイクリングなど

徒歩や自転車での通勤など、屋外で人とすれ違う場面

【屋内】

距離が確保できる

距離が確保できない

会話をする

マスク着用推奨



マスク着用推奨



会話をほとんど行わない

マスク必要なし



マスク着用推奨



通勤ラッシュ時や人混みの中ではマスクを着用しましょう

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。
体調不良時の出勤・登校・移動はお控えください。



夏場は、熱中症防止の観点から、屋外でマスクの必要のない場面では、マスクを外すことを推奨します。

マスクに関するQ&A



子どものマスク着用について



人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合
 においては、マスクを着用する必要はありません。
 また、就学前のお子さんについては、
 マスク着用を一律には求めています。



就学児について

（小学校から高校段階）

マスク着用の必要がない場面

屋外

- ・人との距離が確保できる場合
 - ・人との距離が確保できなくても、
会話をほとんど行わないような場合
- ＜例＞離れて行う運動や移動、
鬼ごっこなど密にならない外遊び
- ＜例＞屋外で行う教育活動（自然観察・写生活動等）

屋内

- ・人との距離が確保でき、
会話をほとんど行わないような場合
- ＜例＞個人で行う読書や調べたり考えたりする学習



学校生活

屋外の運動場に限らず、
 プールや屋内の体育館等を含め、
 体育の授業や運動部活動、
 登下校の際

※運動部活動において接触を伴う活動を行う場合には、各競技団体が作成するガイドライン等を確認しましょう

※活動中以外の練習場所や更衣室等、食事や集団での移動を行う場合は、状況に応じて、マスク着用を含めた感染対策を徹底しましょう

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。

保育所・認定こども園・幼稚園等の 就学前児について

2歳未満

マスクの着用は推奨しません。

2歳以上の就学前の子ども

他者との距離にかかわらず、
 マスク着用を一律には求めています。
 マスクを着用する場合は、
 保護者や周りの大人が子どもの
 体調に十分注意した上で着用しましょう。



気をつける
ポイント

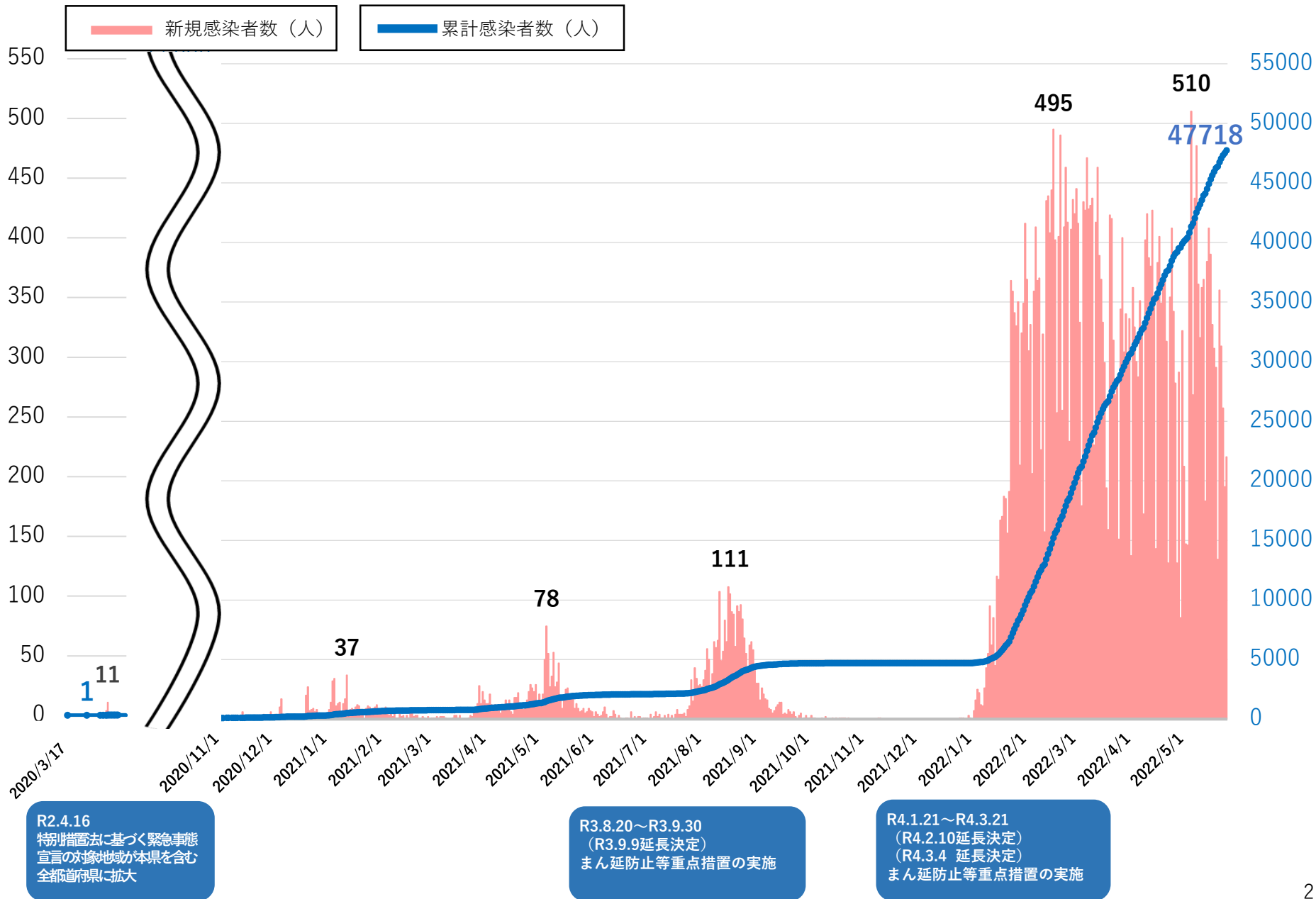
- ▶ 夏場は、熱中症防止の観点から、マスクが必要ない場面では、マスクを外すことを推奨します。
 - ▶ マスクを着用しない場合であっても引き続き、手洗い、「密」の回避等の基本的な感染対策を継続しましょう。
- ※その他地域の状況に応じて、講じられている対策がある場合、それを踏まえ対応をお願いします。



新型コロナウイルス感染症・物価高騰等 による県内経済等の状況

香川県新型コロナウイルスにかかる経済・雇用対策W T 報告書
令和4年6月3日

1 県内の感染状況（令和2年3月17日～令和4年5月27日）



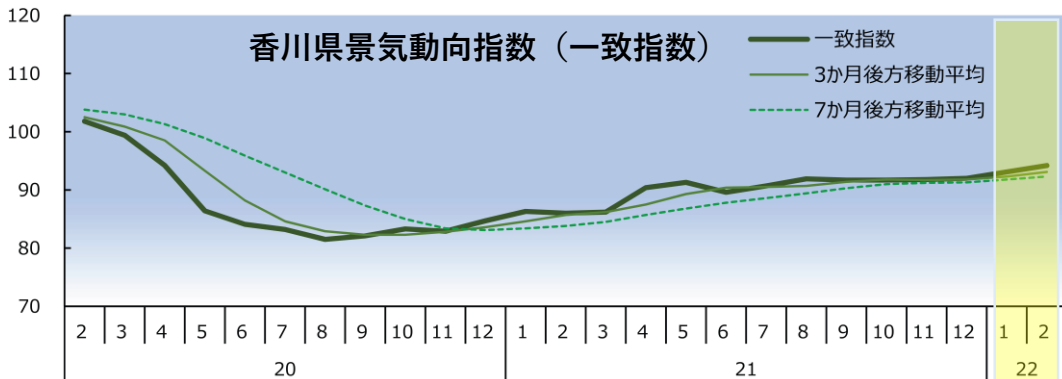
2 景況判断

本県の景況判断は、一昨年(2020年)の12月に引き下げて以降、本年(2022年)3月までの間、これを据え置いてきたが、本年4月に引き上げられた。また、本県の地域情勢は「新型コロナウイルス感染症の影響が和らぐなか、一部に弱さを残しつつも、持ち直しの動きがみられる」とされている。

さらに、香川県景気動向指数(一致指数)を見ると、一昨年8月を底に、本年2月までの間は、全体的に緩やかな上昇傾向にある。

香川県	1月	2月	3月	4月
景況判断	→	→	→	
香川県の地域情勢	新型コロナウイルス感染症の影響により、弱さを残しつつも、一部に持ち直しの動きがみられる	新型コロナウイルス感染症の影響により、弱さを残しつつも、一部に持ち直しの動きがみられる	新型コロナウイルス感染症の影響により、弱さを残しつつも、一部に持ち直しの動きがみられる	新型コロナウイルス感染症の影響が和らぐなか、一部に弱さを残しつつも、持ち直しの動きがみられる
金融経済概況 (日本銀行高松支店)	持ち直しつつあるものの、新型コロナウイルス感染症の再拡大によって、足もと弱含んでいる(↘)	持ち直しつつあるものの、新型コロナウイルス感染症の再拡大によって、足もと弱含んでいる(→)	新型コロナウイルス感染症の影響が和らぐもとで、持ち直しつつある(↗)	一部に供給制約による下押しの影響がみられるものの、全体としては持ち直しつつある(→)
全国	1月	2月	3月	4月
月例経済報告 (内閣府)	新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい状況が徐々に緩和される中で、このところ持ち直しの動きがみられる(→)	持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さがみられる(↘)	持ち直しの動きが続いているものの、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が残る中で、一部に弱さがみられる(→)	新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が緩和される中で、このところ持ち直しの動きがみられる(↗)

香川県景気動向指数 (一致指数)

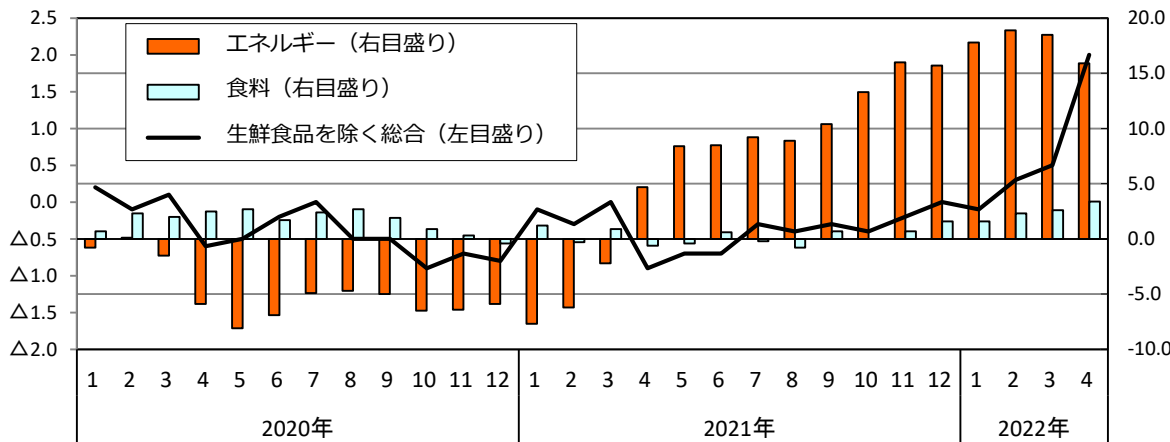


	21年					22年	
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
一致指数	91.9	91.7	91.7	91.8	92	93.1	94.2
3か月後方移動平均	90.7	91.4	91.8	91.7	91.8	92.3	93.1
7か月後方移動平均	89.4	90.3	91	91.2	91.3	91.8	92.3

3 エネルギー価格高騰・物価高騰

- 原油をはじめとするエネルギー価格や食料品価格等の上昇を背景として、消費者物価指数は2021年4月以降、緩やかに上昇し、直近ではその上昇幅が大きくなっている。
- 企業物価指数は、原油相場の高止まり、原材料高、円安などの影響から、2021年以降、大幅に上昇を続けている。
- 一方、消費者マインドを示す指標である消費者態度指数は、新型コロナウイルス感染症の影響から2020年4月に大きく下落して以降、上下しつつも回復傾向にあったが、2022年に入って再び下落傾向となってい

る、
前年同月比(%) 消費者物価指数（高松市）(生鮮食品を除く総合)の前年比の推移

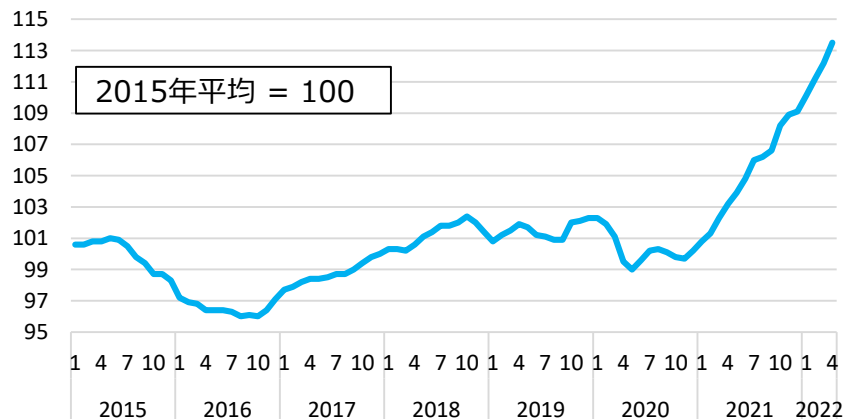


高松市の小売価格の変化

品目	値上げ幅(率)	R4. 1価格[円]	R4. 4価格[円]
電気代	613円 (4.5%)	13,727	14,340
都市ガス代	595円 (7.1%)	8,369	8,964
ガソリン	7円 (4.1%)	171	178
調理パン	16円 (7.7%)	209	225
マヨネーズ	28円 (11.7%)	239	267

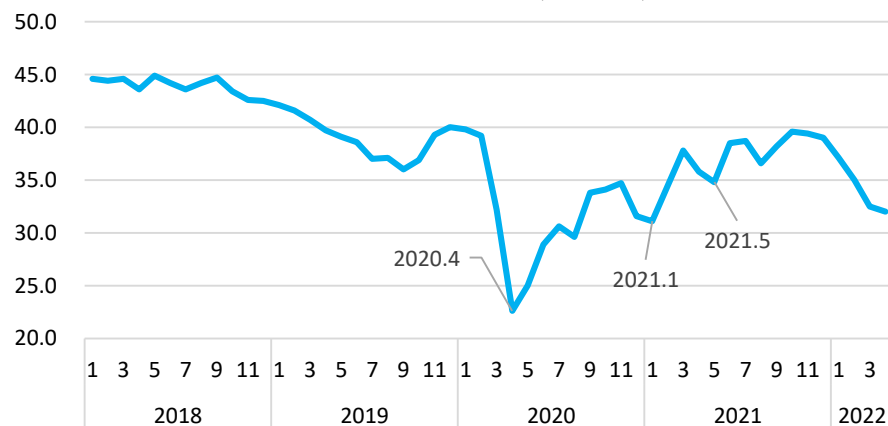
出典：総務省「消費者物価指数」、「小売物価統計調査」

国内企業物価指数（総平均（全国））



出典：日本銀行調査統計局資料

消費者態度指数（中四国）



出典：内閣府「消費動向調査」

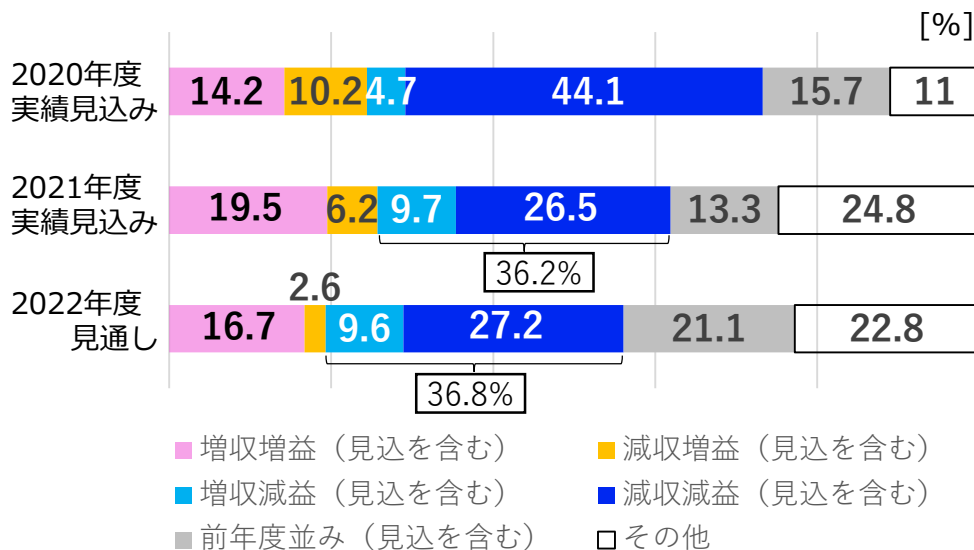
4 県内事業者への影響（その1）

(株)帝国データバンクの「2022年度の業績見通しに関する企業の意識調査（2022年3月）」によると、2021年度の業績見込みを増益と回答した事業者は3割弱。一方で、減益と回答した事業者は4割弱であり、業績が十分に回復しておらず、2022年度は増益見通しが2割弱と減少する一方で、減益見通しは引き続き4割弱となるなど、より厳しい見込みとなっている。

また、2022年度業績の下振れ材料としては、昨年度最も大きな割合を占めていた「感染症の拡大」は2位となり、代わって「原油・素材価格の動向」が1位となるとともに、「カントリーリスク」の急上昇や、昨年度には回答になかった「物価上昇（インフレ）の進行」や「供給の一時的な不足や寸断」なども大きな割合を占める結果となっている。

四国地区 2022年度の業績見通しに関する 企業の意識調査（2022年3月 香川県データ） 提供元：(株)帝国データバンク

2021年度の実績見込み、2022年度の見通しについて



2022年度業績見通しの下振れ材料（複数回答、上位10項目）

順位	項目	2022年度見通し (2022年3月調査)	2021年度見通し (2021年3月調査)
1	原油・素材価格の動向	↑ 55.3	22.0
2	感染症の拡大	↓ 43.0	52.8
3	個人消費の一段の低迷	↓ 26.3	37.8
3	人手不足の深刻化	26.3	24.4
5	公共事業の減少	25.4	21.3
6	カントリーリスク	↑ 22.8	2.4
6	物価上昇（インフレ）の進行	22.8	-
8	供給の一時的な不足や寸断	21.9	-
9	所得の減少	16.7	21.3
9	為替動向	↑ 16.7	11.0

注1：母数は「分からない／不回答」を除く2020年度実績見込みが127社、2021年度見通しが同127社、2022年度見通しが同114社
注2：業績は、売上高及び経常利益ベース

注1：2022年3月調査の母数は有効回答企業114社。2021年3月調査は127社。
注2：矢印は、前年度見通しより5ポイント以上増加（減少）していることを示す

県内事業者の声（県内経済団体より情報提供）

【現状について】

- 少しずつ回復してはいるが、平常時の7割くらいの感覚。
- 物価高の影響で、衛生用品は価格が3倍近くになっている。
- 経済活動が停滞して世の中が動かない。経済がもう少し回ってもらえればと思う。
- 新商品開発、新事業への転換が必要。3年前に始めた新規事業に力を注ぐことで、ダウンした売り上げの穴埋めができた。
- 社会情勢の変化に対しては、付加価値の創造、新事業展開、業態転換などが必要だが、各社とも儲かっていないこともあり、機器導入・更新等の投資が二の次になっている。

【これまでの公的機関の支援制度について】

- コロナ初期の3か月だけ30%を下回ったが、支援金等の制度を利用できたことが大きかった。
- 持続化給付金の活用で新規事業の足掛かりになった。
- 新規事業に向けた補助金では、業務で使いたいにも関わらず高額で手が届かなかった機器を購入できてよかった。
- 一時的に運営資金が確保できたのはよかった。
- 飲食店中心の支援を行っているように思える。製造業にも補助制度を考えていただきたい。

5 雇用等の状況

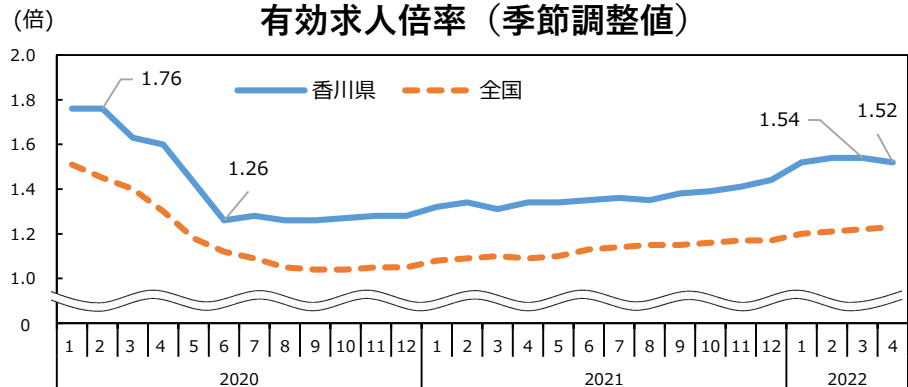
県内の有効求人倍率は、感染拡大前と比較すると依然低い水準にあり、傾向としては上向いているものの、2022年4月には8カ月ぶりの低下となっている。香川労働局は、2022年4月の雇用情勢判断について、「新型コロナウイルス感染症の影響は一部に残るものの、持ち直している」（前月から据え置き）としている。

県内の完全失業率は、感染拡大以前とほぼ同水準であるが、新型コロナウイルス感染症に起因する解雇等見込み労働者数の累計は、全国では約13万3千人にのぼり、本県では588人となっている。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う県内事業所の休業等について、国の雇用調整助成金等の支給決定を受けた中小企業事業主に対して支給する「香川県緊急雇用維持支援金」は、2022年5月27日時点で申請件数は3,769件、支給件数は3,502件、支給額は9,670万円となっており、雇用の下支えとなっている。

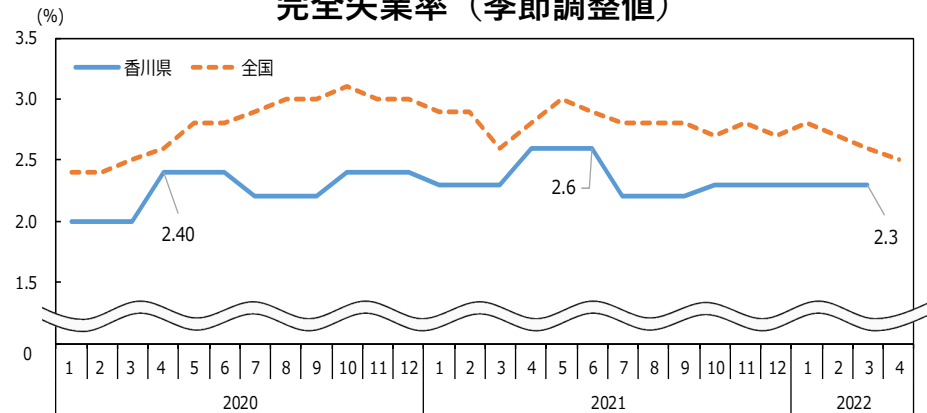
生活福祉資金特例貸付の貸付実績は2020年3月から2022年4月末までで、主に休業された方向けの緊急小口資金が9,005件、約17億円、主に失業された方向けの総合支援資金が7,615件、約37億円となっている。

有効求人倍率（季節調整値）



香川労働局「労働市場の動向」より

完全失業率（季節調整値）



総務省統計局「労働力調査」より

解雇等見込み労働者数（累計数）の大きな上位10業種（全国累計、2020.1.31～2022.5.27現在集計分）

業種	人数
全体	132,895
製造業	32,125
小売業	18,580
飲食業	14,746
宿泊業	14,555
卸売業	7,641
サービス業	7,033
労働者派遣業	6,045
娯楽業	4,934
道路旅客運送業	4,452
運輸業	4,257

うち、
香川県は、588名
(内訳は非公表)

厚生労働省
「新型コロナウイルス感染症に起因する雇用への影響に関する情報について」より

香川県緊急雇用維持支援金

2021年7月29日～2022年5月27日現在

	申請件数	支給件数	支給額
合計	3,769件	3,502件	96,702千円

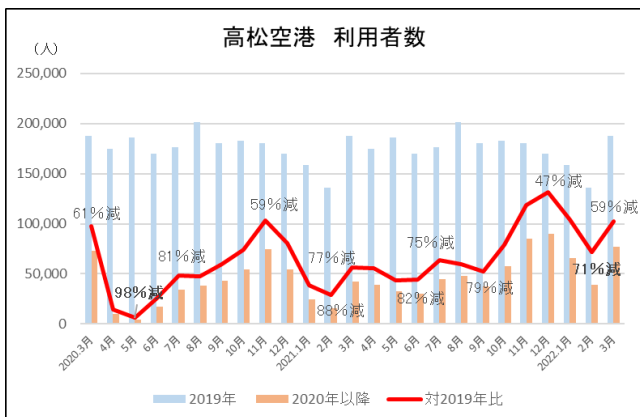
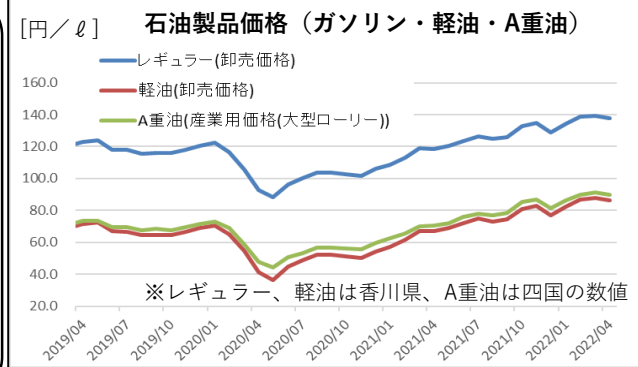
生活福祉資金特例貸付の貸付実績

2020年3月25日～2022年4月末現在

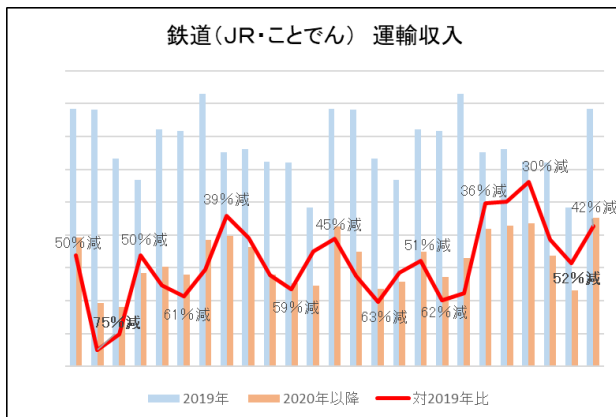
	緊急小口資金	総合支援資金	合計
貸付件数	9,005件	7,615件	16,620件
貸付金額	1,698,680千円	3,734,045千円	5,432,725千円

6 交通事業者の状況

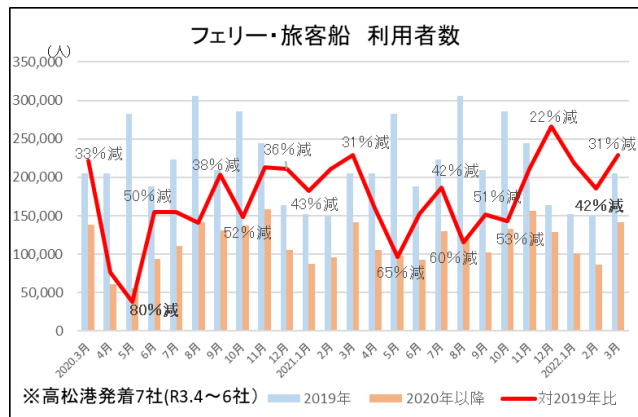
県内公共交通機関の利用者数や運輸収入については、昨年10月から12月にかけて回復傾向にあったが、本年1月以降のオミクロン株の拡大による感染者数の急増と、まん延防止等重点措置の実施等により、再度の落ち込みが見られた。本年2月を底に3月は回復傾向にあるが、年間を通じて利用者数等是对2019年比30%以上の減少となっており、加えて、燃料価格高騰の影響も想定されるため、交通事業者の経営は、今後も厳しい状況が見込まれる。



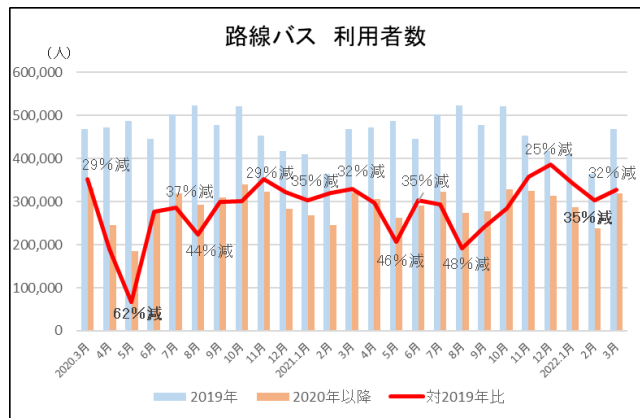
県調査(速報値)より



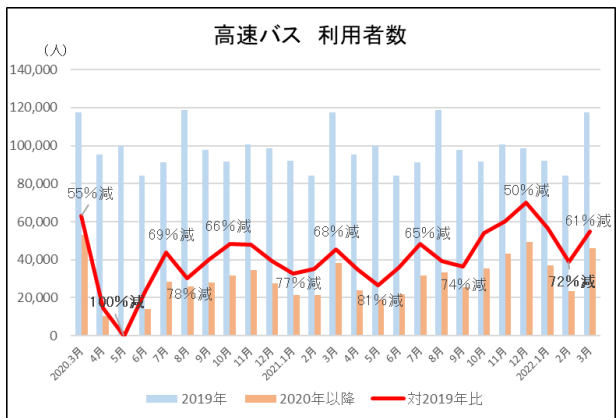
JR四国、ことでん資料より



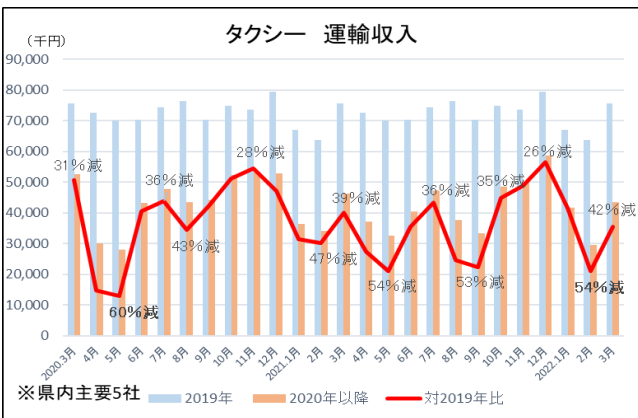
港湾調査(速報値)より



香川県バス協会資料より



香川県バス協会資料より

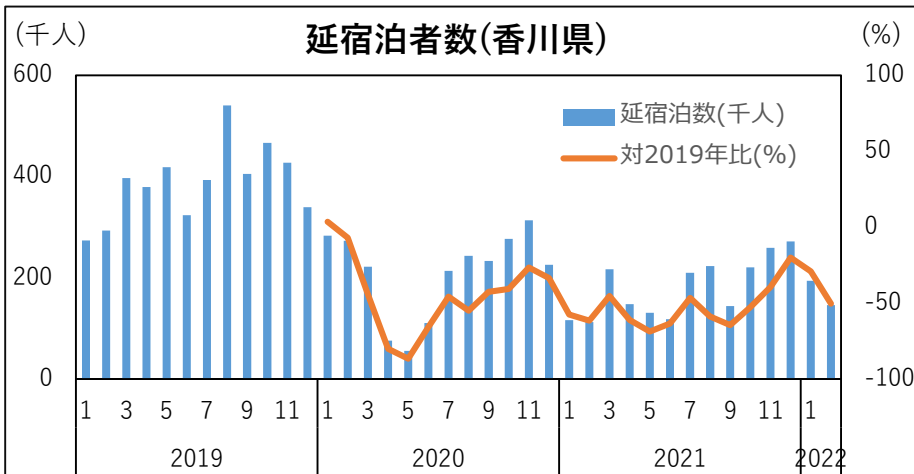


香川県タクシー協同組合資料より

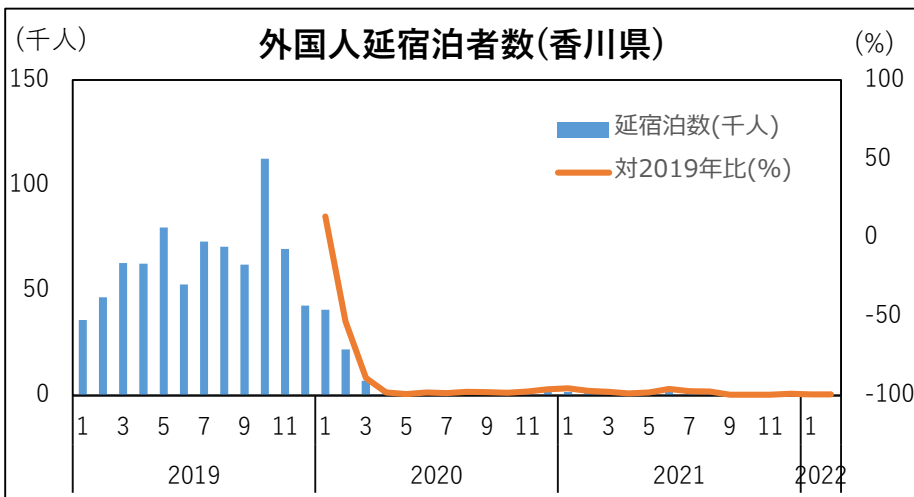
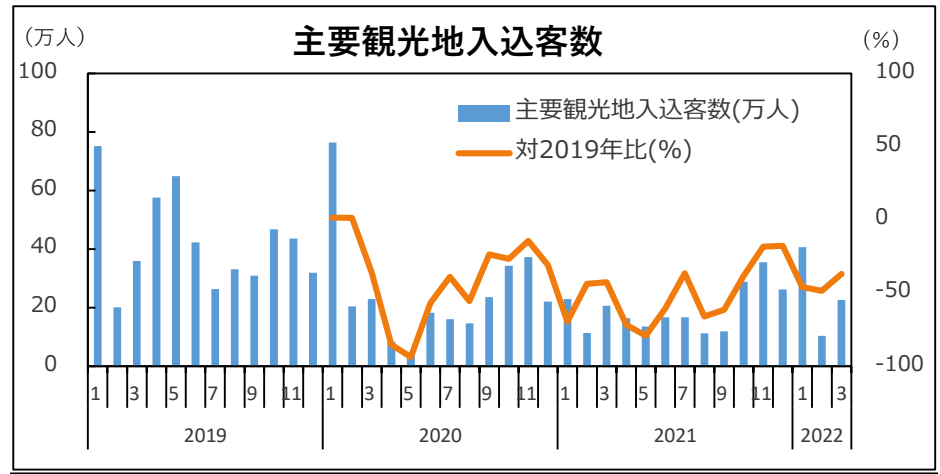
7 観光関係

県内の延宿泊者数や主要観光地入込客数は、2019年の同月比5割程度で推移しており、外国人延宿泊者数は、依然として大きく落ち込んだままとなっている。

また、県ホテル旅館生活衛生同業組合によると、4月の宿泊実績は、3月の「まん延防止等重点措置」の解除に加え、4月に入り、「新かがわ割」の対象地域が随時拡大されたことなどにより、改善の傾向が引き続き見られた。5月以降についても、今後、好転が見込まれる、とのことである。



「宿泊旅行統計調査」(観光庁)より



「宿泊旅行統計調査」(観光庁)より

県内宿泊助成事業の状況(再掲)

(1) うどん県泊まって癒され再発見キャンペーン

- 実施期間 2020年6月19日～7月31日宿泊分
- 対象者 県民

(2) うどん県泊まっかがわ割

- 実施期間 2020年8月1日～2021年7月26日宿泊分
(まん延防止等重点措置期間やGW期間等を除く)
- 対象者 県民・四国在住者8月1日～
中国地方へ拡大:9月12日～

(3) 新うどん県泊まっかがわ割

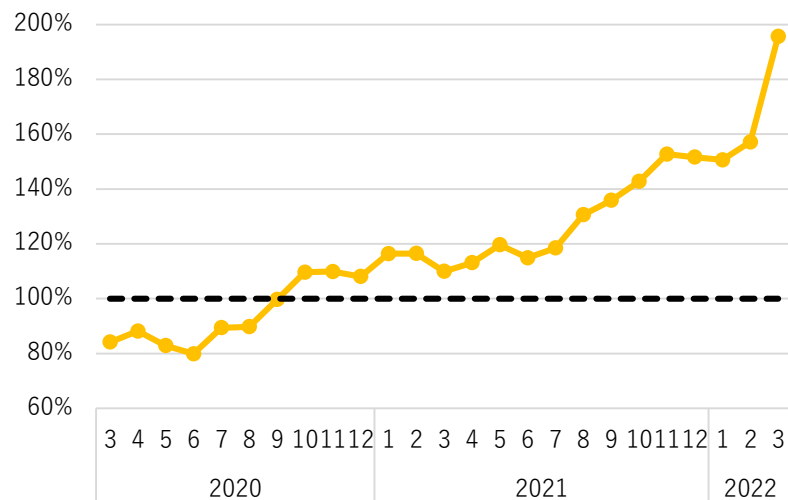
- 実施期間 2021年7月27日～2022年6月30日宿泊分
(まん延防止等重点措置期間やGW期間等を除く)
- 対象者 県民:7月27日～
隣接県へ拡大:12月22日(※)～
中国・四国ブロックへ拡大:4月8日(※)～
(※)隣接県、中国・四国ブロックは随時拡大

8 農林水産業の状況（物価高騰）

国際的な供給懸念の高まりを受け、2022年3月の小麦の国際価格は2020年9月と比べて約2倍となっており、今後、輸入小麦の一層の価格高騰・供給不足が懸念されるため、国産小麦の生産拡大の必要性が増している。

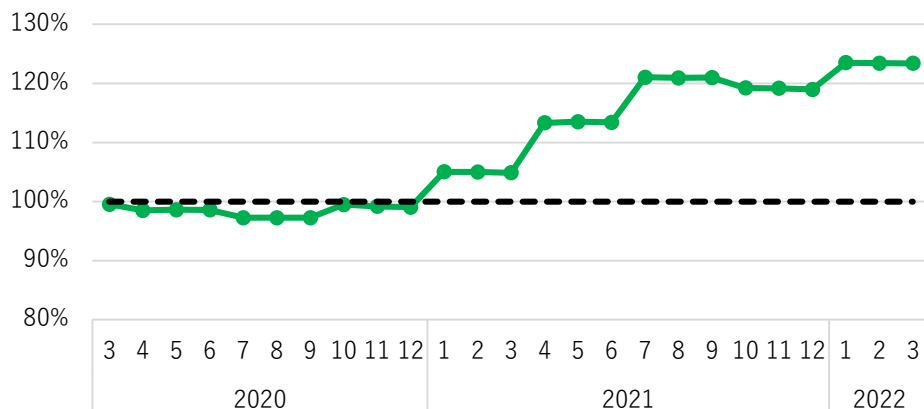
また、畜産に用いる配合飼料の価格は、2020年度平均と比較して、本年3月時点で約2割上昇している。畜産経営において飼料費の生産に係る経費に占める割合は、生産物の種類に応じて2割～6割となっており、飼料価格の高騰は畜産関係業者の経営圧迫につながっている。

小麦の国際価格



World Bank - Commodity Marketsより

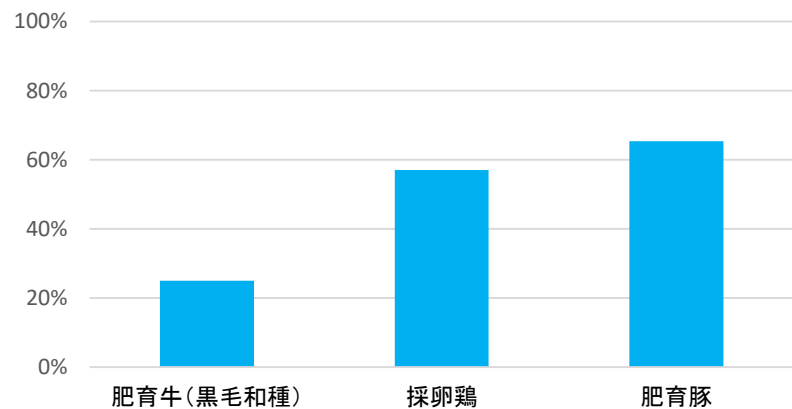
配合飼料価格（畜産）



※2020年度の平均との比較

農林水産省資料より

生産に係る経費に占める飼料費の割合



農政水産部調べ

- エネルギー価格や食料品価格等の上昇を背景として、消費者物価指数や企業物価指数の上昇が見られ、2020年4月に大きく下落して以降は回復傾向にあった消費者マインドを示す指標である消費者態度指数は、2022年に入ってから再び下落傾向となっている。
- 企業へのアンケート調査結果では、2022年の業績見通しは4割弱が減益となるなど厳しさが見込まれており、業績を下振れさせる要因として「原油・素材価格の動向」や「感染症の拡大」が挙げられている。このほか、県内事業者からは、コロナ禍からの回復のためには、コロナ以前のビジネスモデルからの転換や新規事業展開、生産性のより一層の向上が必要であるところ、コロナ禍での売上減少や物価高騰の影響などから、これらの取組みに投資できないとの声も挙がっている。
- 2022年4月の雇用情勢判断は「新型コロナウイルス感染症の影響は一部に残るものの、持ち直している」とされている。
- 公共交通の利用状況は、まん延防止等重点措置の実施等による本年2月頃にかけての落ち込みから回復傾向にあるものの、年間を通じて対2019年比30%以上の減少となっており、ガソリンなど燃料価格高騰の影響から、交通事業者の経営は、今後も厳しい状況が見込まれる。
- 観光関係の延宿泊者数や主要観光地入込客数は、2019年の同月比5割程度で推移しているものの、関係団体からのヒアリングによると、『新かがわ割』の対象地域の随時拡大などにより、改善の傾向が見られ、5月以降についても好転が見込まれる、とのことである。
- 農林水産業では、小麦の国際価格が約2倍となるなど、国際的な供給懸念の高まりから、国産小麦の生産拡大の必要性が増している。また、畜産に用いる配合飼料の価格は、2020年度平均と比較して、約2割上昇しており、飼料価格の高騰は畜産関係業者の経営圧迫につながっている。



新型コロナウイルス感染症の社会経済への深刻な影響が2年余りにわたり及んでいるなか、原油をはじめとするエネルギー価格や食料品価格等の物価の急激な上昇も重なり、コロナ禍からの社会経済活動の回復が大きく阻害されかねない状況にある。新型コロナウイルスの感染症の影響が最小限となるよう、引き続き、感染防止対策と経済活動の両立を進めるとともに、直面する原油価格・物価高騰等の影響を緩和するため、機動的に対策を講じる必要がある。

10 予算（その1）

■新型コロナウイルス感染症への対応予算（令和元年度2月補正～令和2年度2月追加補正まで）

（単位：百万円）

項目	R元年度			R2年度										合計	
	2月補正	3月補正	合計	4月補正	6月補正			8月補正	9月補正	11月補正	1月補正	2月補正			合計
		専決			専決	当初提案	追加提案					専決	専決		
予算総額	3	281	281	4,203	3,010	3,488	14,381	2,300	16,206	5,468	81	1,631	▲3,227	▲3,227	
1 感染拡大防止対策と医療提供体制の整備	3	49	49	2,425		1,866	9,528		14,742	3,144	81	244	▲3,065	▲3,065	
①相談体制の強化			0	4		39			24				▲16	▲16	
②衛生用品の確保等		36	35	294		78	101		84			9	▲219	▲219	
③検査体制の強化	2		0	84		27			56	198			▲7	▲7	
④医療提供体制の整備・強化	1		-1	646		1,676	6,532		12,286	2,946		111	▲1,890	▲1,890	
⑤新型コロナウイルスワクチン接種の推進			0									4	95	95	
⑥学校の臨時休業を円滑に進めるための環境整備		13	14	295		1							▲214	▲214	
⑦福祉サービス提供体制の確保			0	55		34	2,811		2,289		81	29	▲659	▲659	
⑧休業要請等への協力促進			0	1,003									▲64	▲64	
⑨情報発信の強化			0	17		10							▲4	▲4	
⑩その他			0	27		1	84		3			91	▲87	▲87	
2 雇用の維持・事業の継続			0	1,312	3,010	22	3,347		21	2,100		198	292	292	
①雇用の維持			0	630		12	35		3				▲596	▲596	
②事業者の資金繰り対策			0	680					18			192	▲797	▲797	
③事業継続支援			0	2	3,010	10	2,015			2,100		6	1,685	1,685	
3 県民の生活支援		232	232	449			805		951			941	▲18	▲18	
①生活支援		232	232	449			766		950			941	▲8	▲8	
②修学継続支援			0				39		1				▲10	▲10	
4 学校の再開・学びの保障			0				168		4			3	▲15	▲15	
①教育体制の緊急整備			0				151		3				▲10	▲10	
②部活動の再開支援			0				17						▲5	▲6	
③安心できる教育環境の緊急整備			0											0	
④その他			0						1			3		0	
5 地域経済の回復・活性化						1,199	436	2,300	395			127	▲360	▲361	
①事業者のチャレンジ支援			0			705		2,300					▲146	▲146	
②飲食業の支援			0			80							0	0	
③食品産業の支援			0			23								0	
④県産品の販売促進			0			4			12				▲1	▲1	
⑤農畜水産業の支援			0			387			64				▲188	▲188	
⑥観光産業の支援			0				421		5				0	0	
⑦文化芸術活動・イベント等の支援			0				15						▲4	▲4	
⑧公共交通機関の支援			0						311			127	▲20	▲20	
⑨林業の支援			0						3				▲1	▲1	
6 感染症に強い社会・経済構造の構築			0	17		401	97		93	224		118	▲61	▲61	
①情報通信技術の普及・浸透			0	17		401	36		69	224		118	▲35	▲35	
②感染防止対策の普及・浸透			0				61		10				▲19	▲20	
③企業の生産性向上・競争力強化・誘致			0						14				▲7	▲6	

※端数調整の関係で合計が合わない場合があります。

10 予算（その2）

■新型コロナウイルス感染症への対応予算（令和3年度）

（単位：百万円）

項目	R3年度																			合計		
	R3 当初	4月補正			5月補正		6月補正		8月補正			9月補正		11月補正			1月補正	2月補正				
		専決	当初 提案	追加 提案	専決 1	専決 2	当初 提案	追加 提案	専決 1	専決 2	専決 3	当初 提案	追加 提案	当初提案		追加 提案	専決	当初 提案	追加 提案 その1		追加 提案 その2	追加 提案 その3
														通常 補正	減額 補正							
予算総額	10,546	2,442	1,919	2,253	3,586	2,253	4,200	1,131	1,257	2,586	1,540	15,466	3,814	4,189	▲ 3,825	2,746	3,546	6,254	3,190	▲ 2,939	2,327	2,328
1 感染拡大防止対策と医療提供体制の整備	7,302	2,442	1,091	2,253	3,586	2,253	1,047	1,131	1,257	2,586	1,540	12,907	3,650	226	▲ 3,401	2,746	3,546	94	3,190	▲ 1,522	2,327	2,327
① 相談体制の強化	40											37									1	0
② 衛生用品の確保等	161																				▲ 15	0
③ 検査体制の強化	266		72		81		110			36						2,035					▲ 1,466	0
④ 医療提供体制の整備・強化	6,649						904					10,971	79	143		643		1			2,563	0
⑤ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進	27							1,131				1,388		17				93			▲ 232	0
⑥ 学校の臨時休業を円滑に進めるための環境整備																						0
⑦ 福祉サービス提供体制の確保	52		9									33		39		68					▲ 20	27
⑧ 休業要請等への協力促進		2,442		2,253	3,505	2,253	13		1,221	2,586	1,540	15	3,571		▲ 3,400		3,546		3,190	▲ 1,735	2,300	2,300
⑨ 情報発信の強化	11						20					20		20								0
⑩ その他	96		1,010									268		7							▲ 616	0
2 雇用の維持・事業の継続	2,744						1,162					1,327		3	▲ 424			3			121	0
① 雇用の維持	5						198					231						3			▲ 247	0
② 事業者の資金繰り対策	2,719																				▲ 582	0
③ 事業継続支援	20						964					1,096		3	▲ 424						949	0
3 県民の生活支援	7		828									1,169		1,221				2,790			▲ 1,566	0
① 生活支援	3		828									1,169		1,221				2,790			▲ 1,563	0
② 修学継続支援	4																				▲ 3	-1
4 学校の再開・学びの保障	63												164								▲ 17	0
① 教育体制の緊急整備	63																				▲ 7	1
② 部活動の再開支援																						0
③ 安心できる教育環境の緊急整備													164								▲ 10	0
④ その他																						0
5 地域経済の回復・活性化	254						1,991					63		2,739				2,098			101	0
① 事業者のチャレンジ支援														2,476							▲ 42	0
② 飲食業の支援																						0
③ 食品産業の支援																						0
④ 県産品の販売促進												24										0
⑤ 農畜水産業の支援												35									▲ 7	0
⑥ 観光産業の支援	245						1,860											2,098			▲ 89	-1
⑦ 文化芸術活動・イベント等の支援	9																				▲ 5	1
⑧ 公共交通機関の支援							131							263							246	1
⑨ 林業の支援												4									▲ 2	-1
6 感染症に強い社会・経済構造の構築	176																	1,269			▲ 56	0
① 情報通信技術の普及・浸透	120																	1,259			▲ 15	0
② 感染防止対策の普及・浸透	3																				▲ 2	1
③ 企業の生産性向上・競争力強化・誘致	53																	10			▲ 39	0

※端数調整の関係で合計が合わない場合があります。

10 予算（その3）

■新型コロナウイルス感染症への対応予算（令和4年度当初）

項目	R4年度					
	R4 当初	合 計	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度
予算総額	19,842	136,147	284	47,541	68,480	19,842
1 感染拡大防止対策と医療提供体制の整備	12,333	91,602	52	28,965	50,252	12,333
① 相談体制の強化	144	274	0	52	77	144
② 衛生用品の確保等	229	758	35	347	147	229
③ 検査体制の強化	1,370	2,956	2	357	1,227	1,370
④ 医療提供体制の整備・強化	9,621	53,882	1	22,307	21,952	9,621
⑤ 新型コロナウイルスワクチン接種の推進	734	3,257	0	100	2,424	734
⑥ 学校の臨時休業を円滑に進めるための環境整備		95	14	81	0	0
⑦ 福祉サービス提供体制の確保	47	4,976	0	4,640	289	47
⑧ 休業要請等への協力促進		24,239	0	939	23,299	0
⑨ 情報発信の強化	21	114	0	22	71	21
⑩ その他	167	1,051	0	119	765	167
2 雇用の維持・事業の継続	2,081	17,319	0	10,303	4,935	2,081
① 雇用の維持	2	274	0	84	187	2
② 事業者の資金繰り対策	2,052	5,579	0	1,390	2,137	2,052
③ 事業継続支援	27	11,466	0	8,828	2,610	27
3 県民の生活支援	7	7,815	232	3,127	4,449	7
① 生活支援	6	7,783	232	3,097	4,448	6
② 修学継続支援	1	32	0	30	1	1
4 学校の再開・学びの保障	59	429	0	160	210	59
① 教育体制の緊急整備	59	260	0	145	56	59
② 部活動の再開支援		11	0	11		0
③ 安心できる教育環境の緊急整備		154	0	0	154	0
④ その他		4	0	4	0	0
5 地域経済の回復・活性化	5,258	16,600	0	4,097	7,245	5,258
① 事業者のチャレンジ支援		5,293	0	2,859	2,434	0
② 飲食業の支援		80	0	80	0	0
③ 食品産業の支援		23	0	23	0	0
④ 県産品の販売促進		38	0	14	24	0
⑤ 農畜水産業の支援		291	0	263	28	0
⑥ 観光産業の支援	5,220	9,760	0	427	4,113	5,220
⑦ 文化芸術活動・イベント等の支援	38	54	0	11	5	38
⑧ 公共交通機関の支援		1,058	0	418	640	0
⑨ 林業の支援		3	0	2	1	0
6 感染症に強い社会・経済構造の構築	104	2,382	0	889	1,389	104
① 情報通信技術の普及・浸透	74	2,269	0	831	1,364	74
② 感染防止対策の普及・浸透	1	53	0	51	1	1
③ 企業の生産性向上・競争力強化・誘致	29	60	0	7	24	29

（単位：百万円）

※端数調整の関係で合計が合わない場合があります。

○学校における対応について

6月6日(月)~6月19日(日)の間、下記のとおり対応し、学校における感染拡大防止の徹底を図るよう、県立学校長に通知する。市町教育委員会にも、県立学校の対応を通知し、市町の実情に応じた感染症対策の徹底を図るよう依頼する。

【感染症対策について】

- 感染拡大防止に向け、「学校における感染症予防対策ガイドライン」、文部科学省の衛生管理マニュアル等に基づき感染症対策の徹底を図ること。
- 学校や家庭生活において児童生徒が心掛ける取組みをまとめたチェック表を活用するなど、マスク着用や手洗い、換気などの基本的な感染症対策を行うよう、児童生徒に促すこと。
- マスクの着用については、文部科学省からの「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」を参考に、地域の実情に応じつつ、十分な身体的距離を確保できる場合や体育の授業では着用は要しないこと、熱中症のリスクを踏まえた着脱を行うことなど、夏季を迎えるにあたっての留意点を、児童生徒や保護者に説明すること。
- 児童生徒・教職員は、風邪症状等がないか毎日の健康観察を家庭で行うとともに、本人やその家族に風邪症状等がある場合は、登校等を控えるよう周知すること。
- 感染者及び濃厚接触者等に特定された場合は、本人や保護者から学校へ速やかに連絡するよう協力依頼し、学校は連絡体制を整備しておくこと。
- ワクチン接種を受ける又は受けないことによって差別等が起きることがないように留意するとともに、希望する児童生徒等が接種を受けることができるよう、医療機関等でのワクチン接種や、接種後の発熱等の際については、欠席とはせず出席停止とするなど環境整備に努めること。
- 児童生徒等に感染者が発生した場合は、抗原定性検査（特別支援学校はPCR検査）による「学校感染対策検査実施事業」を行うとともに、感染者数や、同一学級におけるこれまでの感染状況に応じて、迅速に学級閉鎖等の臨時休業を行うなど、学校医と相談の上、感染拡大の防止を図ること。

【部活動について】

区 分		実施の可否
ア	自校のみの練習	○
イ	県内の学校との練習試合を含めた交流・合同練習等	○
ウ	県内大会等への参加	○
エ	全国または四国ブロックの競技団体、学校体育連盟、高野連、高文連等が主催する大会等への参加	
オ	県内及び県外での宿泊を伴う活動（上記エを除く）	×
カ	県外での練習試合等への参加、県外からの選手・チーム・指導者等の招へい、県外の卒業生等の練習参加	○

- ・練習実施計画書や報告書、体調管理チェックシートによる管理など「部活動実施マニュアル」を遵守し感染症対策を徹底する。
- ・屋内運動部活動におけるチェック項目を追加した「感染症対策チェック表（部活動編）」や、部活動における過去の感染事例と対応状況を参考に、各学校・部活動に応じた対策を講じることにより、感染予防と感染拡大防止に努める。
- ・部活動で活動した生徒等に感染が判明した場合は、学校感染対策検査実施事業（抗原検査）等により、当該部活動の部員の検査を行い、結果が判明するまでは活動は行わない。大会等への参加については、大会主催者が定める参加基準に従うとともに、抗原検査等で陰性を確認し、健康観察を徹底のうえ、参加を認める。
- ・同一部活動で3人以上の感染が判明した場合は、原則として、自校のみの練習(ア)及び県内外の他校との交流(イ、カ)については、2日間活動を停止する。
- ・同一部活動で5人以上の感染が判明した場合は、上記の練習等（ア、イ、カ）の停止期間を3日間とし、その再開にあたっては、あらためて抗原検査等を行い、陰性を確認する。

【特別活動等について】

- ・修学旅行等の宿泊を伴う活動については、訪問先の感染状況や感染防止策等を勘案したうえで、実施の可否を検討すること。実施にあたっては、入念な健康観察をはじめ適切な感染防止策を十分に講じること。
- ・五色台少年自然センター、屋島少年自然の家での集団宿泊学習は、「集団宿泊学習感染症対策マニュアル」による感染症対策を徹底したうえで、受入れを行う。

感染拡大防止

対策期

(1月13日～6月19日)